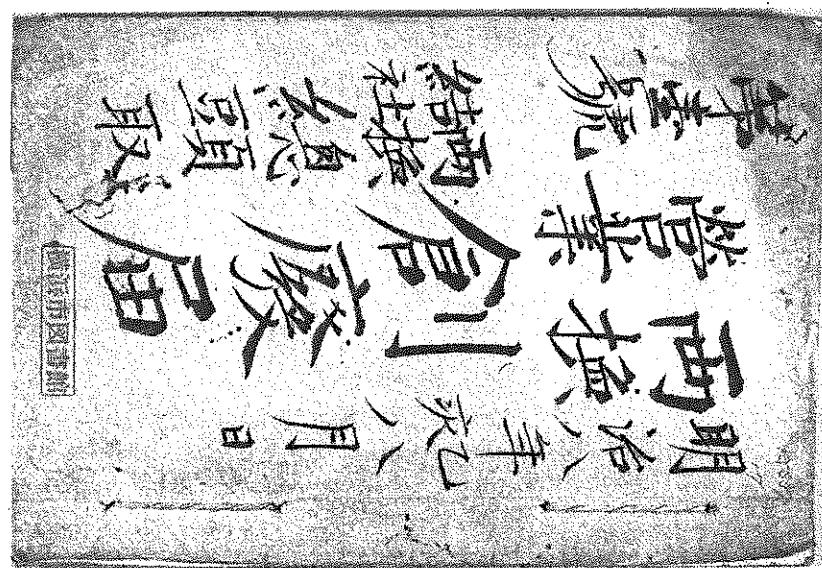


郷土よこはま



新本牧まちづくりの事業評価(後)

第一章 序論

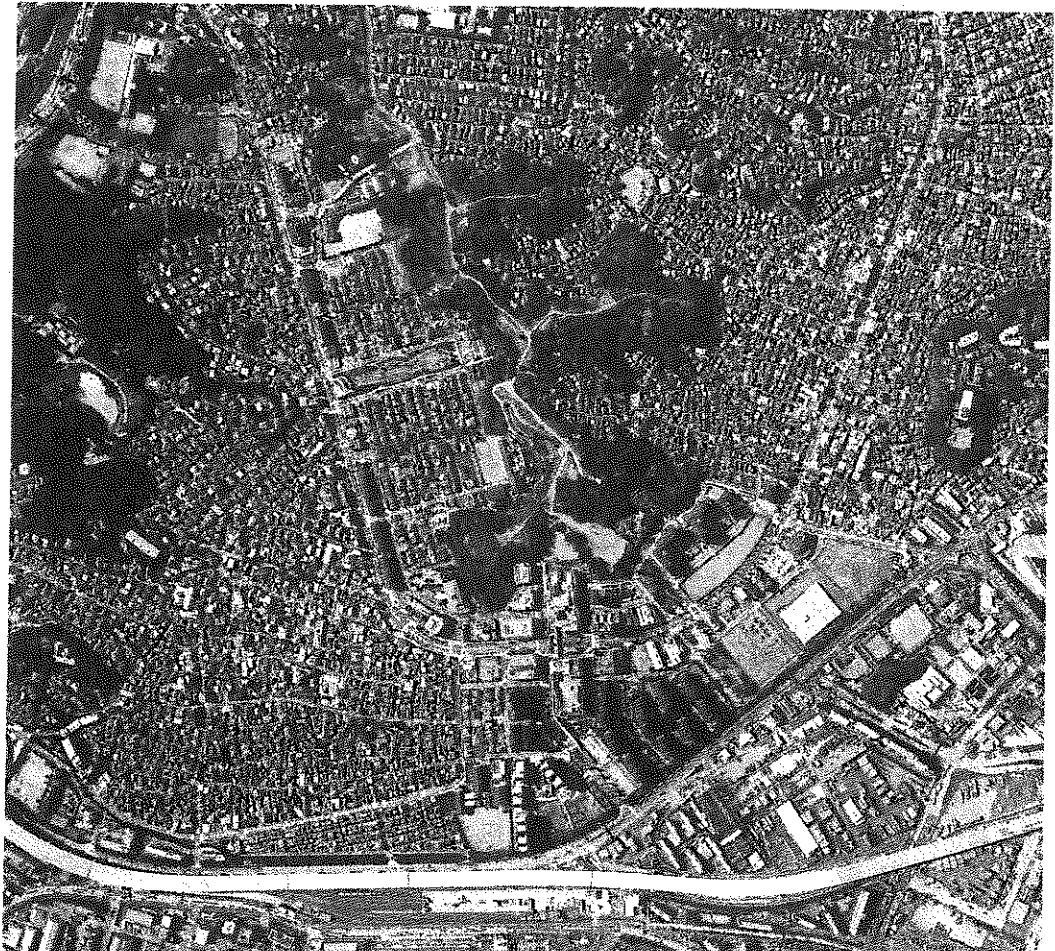
一・一 研究の背景

第一回 当研究論文の全体構成
第二回 米軍基地返還の流れ

協定がもつた意義を評してみた。いの「主体」とは、
協定文では、いの流れと共に、開拓した主別に、
人々には異なる想いが残っていた。た。
運営も徐々に少しずつしていった。その中で、開拓した
運営も徐々にならなかった。当初の行政目的が変質し、協定の
主導から、住民的視点をもって行くがおもじて期待され
たが、協定の運営も新住民の目からみられ、日米の地主
整理事業が完了して、家が建けはじめた。それとともに、
そして、接收地が返還され、開発の前提となる区画
された。

五 · 二〇四

第五章 これからの新本牧への一考察



本牧地区航空写真(平成9年10月27日撮影)
横浜市航空写真再製承認番号平10都第11号

請われて市に入り、企画調整局といふ二つ組組織実践してきた人といえる。昭和四三年に飛鳥田市長にて田村明は横浜の井戸への方を定め、すへを

五・一・一 プラバーナーのまちづくり戦略

感じていはず」と講話を述べている。
街づくりの評判を聞くたびに建築協定の必要性を強く建築協定を締結するといつてきました。現在では、この深い理解にみり、昭和五七年八月五日に立派な建築協定を締結するといつてきました。「土地所有者の全員と農へとともに感謝を受け」、新本牧での建築協定は、行政の指導とともに民間の関係者全員によつて各地区専門家ばかりで、全くの素人は私一人」だったと催する欧洲街づくり視察団に参加した。参加者は「各川松氏も、「無禍成福の気持ち」で、旅行社が主競技があり、街へりの他の海外視察が旺盛だった。

られた全国でも珍しい組織である。
協定地区相互の交流を図り、建築協定制度に対する理解を深めため」(連絡協議会一〇周年記念誌)に作成された連絡協議会は昭和五九年に発足し、「市内の建築協定は、二九地区(平成六年一月現在)で、全占められて、都市としては全国一となつていて。また、建築協定数は、二九地区(平成六年一月現在)で、全松康作氏が一文を記している。ちなみに、横浜市牧地区建築協定運営委員会副委員長(当時)である川本建築協定より第一四号(一九九一年三月)に、新本

五・一・一 協定締結の思い出

五・二 建築協定の目的

いる。のまま地主をはじめとする地域の人々に受け継がれてわらう統けていることは意外であった。幸いにも行政に係あった。しかし、これまで地主がまちづくりに係

を受けた日本建築学会による横浜市本牧地区計画設計市でも解除地利用の懸賞募集(昭和四六年、市の支援及び本牧接收解除地区復興同盟を結成した)。当時は、じい、川松氏は有志で、本牧接收地区解除返還同盟新本牧地区は、当時まだ米軍に接收されていた。同

鳥田市長の政策課題に「接收解除の促進」が上げられとの声明が出来た。昭和三八年四月に初当選した飛替施設を日本側の負担で設けるならば返還に応じる」代行われた。そして、昭和三七年九月には米軍から「代实行委員会が設置され、国と米軍に對して働きかけが昭和三十六・三七年にかけて市議会に「接收解除促進の方針が出来た頃に土地を購入したのである。を頼まれ「とにかくのが口癖で、個性の強い人物である人物である。」飛鳥田市長から、自分はまちづくり協定の締結などでも、地主側で中心的役割を果した。横浜市や開業業者と地主間の調整役を果した。川松氏は新本牧のまちづくりに初期の時代から係わ

ンナ一田村明にとって、多くのことは織り込み済んで解消を進めた市長飛鳥田一雄と、それを補佐するプラマまでに、長い時間の中で多くの人々が係わった。接收新本牧は徐々に「普通の町」にならしつづめた。これら

する思惑が衝突したのも、この協定の締結作業であつただけ建築制限を受けたくなつて、じつは地主たちの相反整理で指定される土地の位置)を受けたが、出来る

また、自分だけは事業的に有利な位置に換地(区画展するために、地主達をまとめが必要があり、そのためには防止など、環境保全の目的で結ばれるケースが多い。使われた。通常の協定は、アパートの禁止やミニ開発戻すため、地主達をまとめが必要があり、そのためには。つまり、返還交渉を経て使える状態にして土地を。返還と区画整理事業の施行に際しての必要条件である。新本牧の協定は、前回で述べたように、接收地の大

般地主が加わる。また、住民としての立場から評価も必要になる。

新本牧のまちづくりは、市の都市計画局新本牧開発室を中心にして進められた。区画整理事業が終了して新本牧開発室が解散した後は、新本牧のまちづくりを総合的な観点をもち見守る、担当セクションは存在しなかった。

「道半ばの新本牧」

想に付けるべきへじ戦略がある。

間に総合化して使うか、である。ついで田村の自由な発言企業や国の省庁、そして各種団体の人材と金を如何一番難しいのは、役所の予算枠では対応しきれない民間企業や国の省庁、そして各種団体の人材と金を如何口を挿ませないという姿勢が一般的である。ただし、所には自分が獲得した予算にみる事業には、他部署にいとう、古い役所的発想を捨て去るといふのである。役所には自分が獲得した予算にみる事業には、他部署に

「アランの先見性」
かつて、大手不動産会社の三井不動産が、地区内の土地を大規模に買収に入った。将来的に他の一般地主との共同開発をさせるとの「まとも役」と、一般地主の

ラバーナーの先見性

「非定型流動」の哲学がある。たしかに、田村のつままり、役所的硬直性を否定したところに、いかに活力を持って、変化する周辺情況に対応するか、とりうる根本姿勢の問題である。そのため、「動態的判断が求められる。その当時の人们がいかにわけ難い。つまり、判断で見るアランナーダーを得られずに、通常の「横浜の高級住宅地」になってしまったのが「他の街とちよつと違った」ものになってしまったが、これが「本牧らしさ」を議論した。しかし、明確な結論難しくなりうる市と地権者たち、そして多くの市民が「本牧らしさ」に残るたけで、普通の住みやすくなっている人々の人気持ちは残るものだ。歴史に対するわれらが、しまったたかがいがちである。歴史に対するわれらが、個人々人気持ちは残るものだ。歴史に対するわれらが、個人々人気持ちは残るものだ。普通の住みやすくなっている

たただ、ささいなことの見通しをもつては、古い視点をもつてならない。民間企業として、民間で活動範囲は華一ナロジエジニアリング社である。そこで、その行動原理を熟知し、その上で相手の位置を考ふる回路を複雑となる。それと出来るのが正に、けを考ふるといふが求められる。情報も膨大で、戦略である。その行動原理を熟知し、その上で相手の位置を考ふる回路を複雑となる。それが生まれるのが正に、明の哲学が如実に表れてゐる。田村は「人間は心でもち、それを実現化する戦術を巧みに駆使する、田村は、「金をかけなつて、相手の力を利用する」ことが肝心である。まことに、多様な手を持つておへりきであつて、手一本は「手」ではない。可能性は常に手の中で考えておへるのをひととて「人間」ではない。つまり、予算と権限がなうじ何ともい切る。

意見を汲む換地割り當て上の「調整用地」として機能させたため、田村はその動きを講義したり。結果はその通りに機能した。フルランナーが設定した路線の上に、民間社会も利益を上げながらまちづくりに貢献

国連大学誘致に敗れた後、何らかの国際施設を誘致する約束を国がした第四街区(国有地)、生徒数が減少見込みのため一部必要になつた小学校用地(国有地)、公的住宅施策が崩壊し入居の見込みのない賃貸住宅を造り続けた住宅都市整備公団への売却予定期(国有地)、開発する力がないにもかわらず払い下げを求められ一旦売却した保留地(市有地)、どうしてか表通りに広大な土地を所持している大手銀行の商業業務施設用地(民有地)、不動産事業者が開発のあるまだ新本牧には「ザーフ用地」が多くある。田村は「計画で最初に考えたことは、当時の知恵でやったもの」で、計画はその都度變わり得るといふ。

してしまったかもしれない。余裕のないまち、になってしまった。田村の言う「当時の計画は当時の知恵でやつたもので、概念が合っていねば計画は變り得る」は、現実には生かされていない。採用的な可能性を残す「リザーブ用地」は本牧に残されていて、それらを田村のいう「非定期流动」で生かすように考へるプランナーナー

えは昔のチヤブ屋街(筆者注:戦前の外国人船員相手本牧に自由度のある空間を持つてゐる)も参考した。例

方式を受け入れる素地があるといふ。しかし方式を権利しか持っていないかった。そのため、いの選択地はなれたが、本牧の場合、地主たちには事実上土地がなく、それを解消するには米軍から返還自体が不可能であることを知らぬ。よって、市の方針に従うしかめりとを理解した。これが「田村明が市に入った直後に高速道路を開内地区で化され、事務方を納得させたものである」。この方式が選択地は既に、港北二タウントであります。本牧の条件は選択地を知らぬ。他の事例でどうもつてても知らず自分は主張した。政令や通牒せしめられており、これがいつの間にか本牧は「根岸の丘」の原則」の一点張りであつた。たゞ区画整理法の「照合の原則」といふのと同規模で、市を中心部に残されていける接収地に

(本牧と同様で、市に残されていける接収地に)(本牧と同様で、市に残されていける接収地に)事物は、すべての接収地の全面返還が市の基盤をさめることが議論が市の首脳会議で、出でた。事件上の重要性からなかなか米軍は返さない。そこで、都心部で目に見えるのは本牧の接収地しかなかった。根岸地区がある(根岸の丘の米軍住宅は横浜にあって

たといふ説である。港の接収地はノースピアがそのままである。現在の県民ホールの土地である。セルセントラルと、飛鳥田が市長になつた時点で、進するところである。飛鳥田が市長になつた時点で、飛鳥田市政の方針は、接収解除を目指す形で促進された。

それまでの計画を降ろさせることが大事であった。画面に決定したわけではないが、役所(横浜市)にまことに考へた。いの道路計画は、都市計画の丘(を生かすためにも、十文字道路の計画を降ろし

る)といふ参考えた。従来の施設の考え方では出来大蔵省の土地は全部よせてしてしまつ(土地を集約化す

奥座敷の今まである。
乗り入れる新路線は元町止まりになります。本牧は代わり東急線が、みなとみらい地区を通じ横浜駅から区を結んだが、本牧までは到達しなかった。地下鉄に(注)地下鉄は結果的に、港北二タウント閑内地れを地下鉄で結ぶ構想である。
タウント、一番南にある「奥座敷」が本牧であった。その心軸」をつけるべきだと考えていた。北が港北二タウントを横浜の北へへりでは、東京への流れを止めると「都

の返還要求は特に聞かれまい。
ル、民有地一六八タウントであるが、民間地権者から層住宅が共生の中に広がっている。国有地一七八タウントを本牧接収地と同じ、八アルカラーラの低い今もかくの本牧接収地は耕作地であつたことから。地で、昭和二年の接収地は耕作地であつたことから。(注)根岸接収地は合併に広がる四三八タウントの本方針について、一般原則で進むべきである。

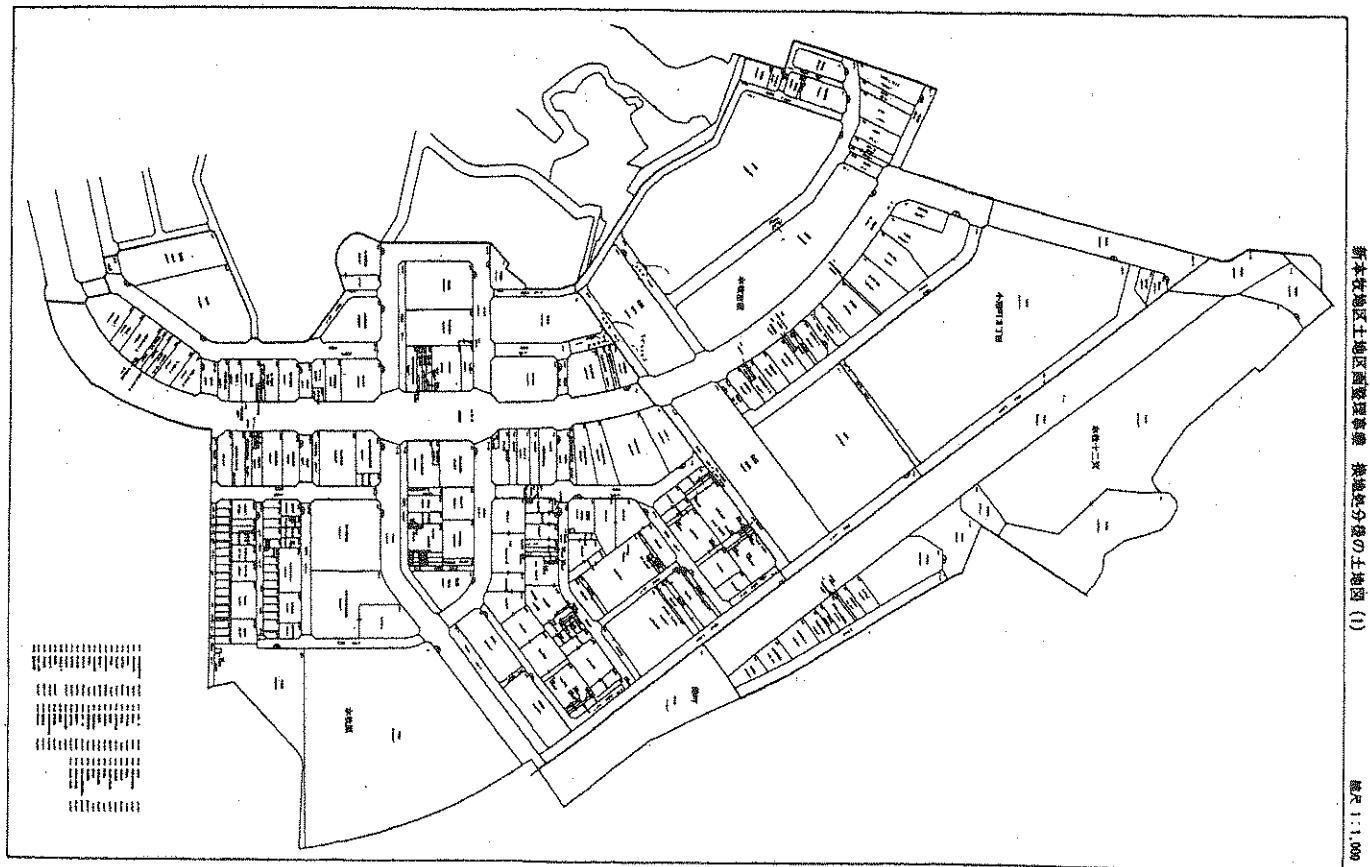
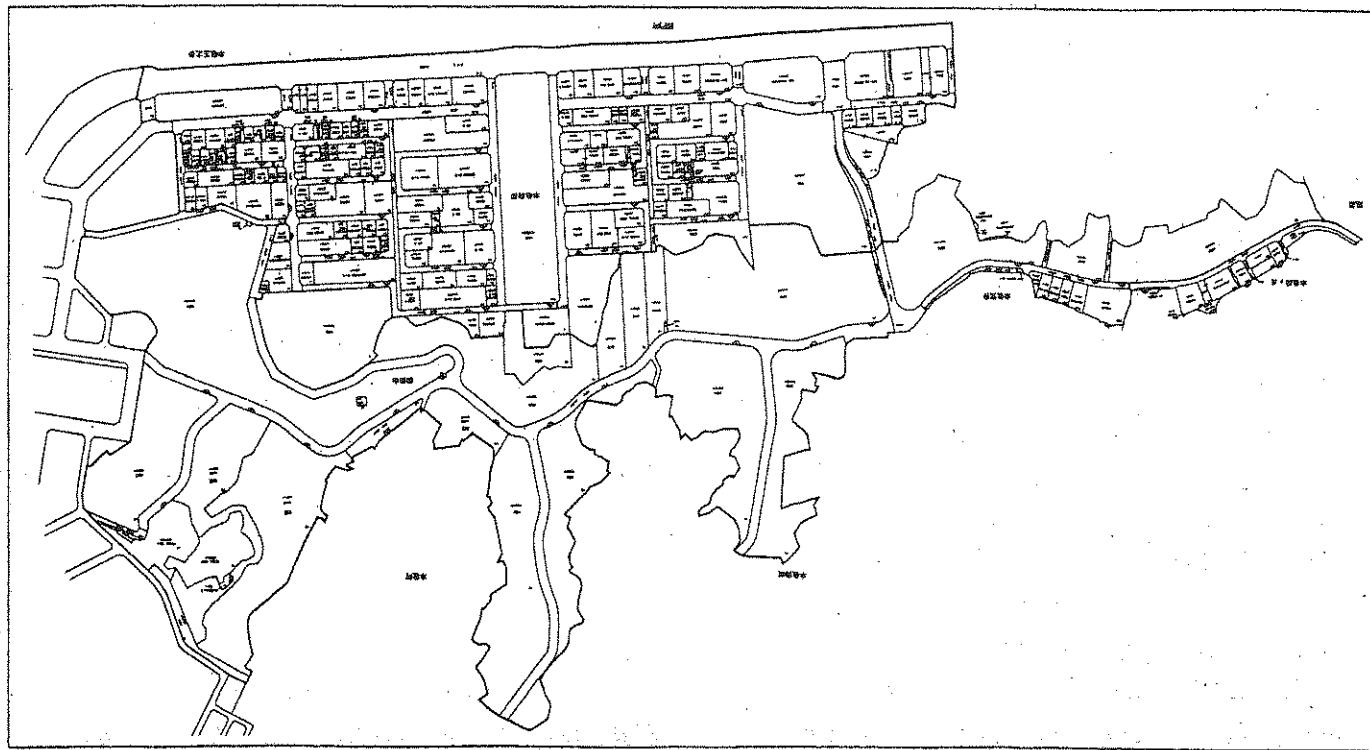
背後地として、港湾から遮断してしまはず方がもけるかが焦点であった。それで、本牧は港湾の港へのサービス道路となる「十文字道路」が考えられ立て内容に対応して背後の土地利用が考えられ、港総合開発計画書(昭和三九年三月)は自分が市に入れる(昭和四年)前ものだ。本牧は(港湾用の埋飛鳥田が日本技術開発にやられた」本牧・根岸地区

なか良いと思つていた。
「生中の住宅地」という風景がアメリカ的でなかしみがあった。また、自分自身は、本牧接収地がもつての道で東京から三洋園に来たりして、本牧には親前に出されており、飛鳥田は海岸が埋め立てられて本牧海岸の埋め立て許可は、飛鳥田が市長になる直

日時:一九八八年四月

【本牧の調査・田村明】イシタヒコ一抜粋

である。



建築協定とまちしへり指針の受け付け窓口を設立し、地権者である横浜銀行の支店が務めた。申請者は支店に申請書を届け、月に一回運営委員会がボランティアで集まり審議していた。新本牧開発室がまだ存在しない。

五二一

協定は新本牧の返還を実現し、まちづくりを進めることの趣旨が失われてしまふ恐れがある。たために不可欠で、地主全員の総意により結ばねる必要があった。つまり、從前の混乱した土地所有形態のままでの返還は意味がなく、共同化を前提にして、使える位置で土地を返還してもらう「選択換地方式」を採保できる唯一の手段が、建築協定の繋結であつたといふ。土地の利用形態を前提にして換地を受け入れるために、その利用の担保を協定する必要があつた。これが根本的な理由は、一般地主にはなかなか理解されなかつた。美しい山へりには一次的な理由であつたと述べると、言過ぎであろうか。

ただ、その後の事情で、国は逆に積極的な姿勢に転換する。それが接収前の抹消された借地権の復活を求める「潜在借地権問題」である。借地権が復活したため新たに地権者が増えるわけである。借地権は無効にせられてしまうから、というてきた区画整理事業は無効にせられてしまうから、という危惧が出てきた。借地権は認められるべきだらうが、認められないだらうが、その後戻りを恐れた。そもそも、区画整理事業は国のは結果として事業は遅れるといつておられたろう。国は事業任で踏み切ったものである。一方、市長は国の依頼を受け立場なので、それほど痛みはない。しかし、事業が選れば、国は借地料の支払いなど、直接的な被害を受けける。そこで、現在の地主だけで協定を締結

たため、たゞお顎をいたしてござる。それで、吉井園に「ひへしき」の上的问题である。そこで、「ひへしき」に参加しなければいけないのか、おまうらとおまうらの「」に参加しなければいけないのか、立場のもの」として、協定群衆がどうじう「恩」と対象の立場のもの」に参加しなければいけないのか、国は当初、乗り気でなかったが、大蔵省の「同意」を求められた。だが、大蔵省の「同意」はなかつた。

五二一

建築協定の運営

そもそも、土地は民間から防衛施設庁が一括借り上げ、米軍に提供してきた。その地域は区画整理事業で進んで、地主が土地を使用収益（利用できる状態）できるのみにならまる。理屈上は支払いが継続される「原形復旧」が条件であった。また、国と地主との借地契約は、入るべきものであった。また、理屈上は区画整理事業になれば、返還を受けた地主が対等の立場になる。つまり、地主は返還を受けるべきであるが、逆に借地料はもたらすべきである。そこで、国は区画整理の導入を歓迎した。

仮に、民有地だけでの複数の協定になつたと仮定すると、既定運営上は地区別のまどまりからいつて運営しやすいためかもしれない。その反面、新本當は徐々にそれら個別の地区に分割され、本當しやすいためかもしれない。

牧地区は、徐々にそれら個別の地区に分割され、本當しやすいためかもしれない。その反面、新本當しやすいためかもしれない。

するに当たり、認定が事業を後戻りさせない方法にするのではなく、認定も参加するに至った。つまり、一旦結ばれた協定内容を変更するには全員の合意が必要である。事実、後日に潜在地権に関する裁判で、国有地は所有権へよりのため利用が定まっていたとしている。

地主の立場から見た建築協定の思い出しと、建築協定を始めた行政担当者との考え方には微妙に異なる点がある。当時、市の新本牧開発室で建築協定を担当したA係長の弁によると、当初、地主達は建築協定を望んだわけではなかった、といふ。つまり、先に協定を締結してしまった、本当に希望した換地をめぐらせるのだから、といつ不安があった。一方、接收難解が早かったので、换了地作業を先行する必要もあった。

また、国有地または含んだ新本牧地区「全体」を包含した、「民有地だけで建築協定を締結する考え方」はなかつた。学校用地や公園用地として使うことを意図していくた國有地は、市と太蔵省の間で別の形で、その利用を担保できるのではないか、という見方が當初あつた。

の高級バーニー。本牧に何軒も店を運営していく、東京からもの名士が円タクで来訪したというの復興もあっていいのではないか。本牧には、他の街とちょっと違つてもいのを入れたいと思った。

協定締結から一五年がたって、所有情況は大幅に変わつてしまつた。現在（一九九八年時点）把握していられるのは、共有者を入れて三〇名で、マジション所有者は（注）国と一般地主の共有者を含んで、協定締結者は八一・五%となる。分譲マジションには、元の土地所有者以外に、多数の新規所有者が生じているのに、元の権利者のみをカウントして、新規所有者を除外しているので、二つのうちな数字になる。実は二の二のが後で問題となるが。

かと悔やまれる。所有者が変わつても建築協定事務局に、変更届を出されないケイスが多い。法務局登記所で全土地を調査してみようとの考え方もあるが、とても費用的に無理となる。た。市が協力してくれるとううのが、そいつまでは市ではできなじ、非協力的である。

〔ママヨ、会員の扱い〕

協定の運営は、自治会がどの住民レベルで進める入
きだといふ意見はある。町内会や一部マシンヨンの管
理組合の委員が、今年から運営委員会に入っている。
分譲マンションを買った人は自動的に協定の会員となる
けれども、持持ち分に応じたものではなく、法律上問
題かもしれないが、協定の議決権としては開発の申請
区毎（一団地認定の場合には全体を一区分）を一と
している。

協定の拘束力については、大金で買った新地主の不満がある。自分の好みでやつらにと言われると、屋根の色など黒系統で統一していくと、どこまでが範囲かという問題がある。透視性のあるフランステラード規定がある関係上、プロック構は駄目なので建築主に改善を願うをすると、受け入れてもらえない裁判所

協定の拘束力

建築協定は自動更新で、反対がなければ存続します。これでいいのかどうか想ひもある。売買などでも所有者が移り、地主全員を把握できなき事態が生じていっても。現在把握している地主数は三三〇～三四〇人である。現地の更新時の定足数が効かかどうかが問題となるが、協定の更新時の定足数が効かかどうかが問題となる。(注・協定条文の変更是全員合意、廃止は過半数)。仮にこれを不服として提訴されても、相手方にはに定足数が足らならないことを証明する義務が生じるだけ

協定会員の把握

五・三・一 協定運営の責任

建築協定の運営に際しての課題を、どう責任者たち
は認識しているのだろうか。建築協定運営委員会の委員長
は意識しているのだろうか。建築協定運営委員会の委員長
は、任意協定であるまちづくべり指針の運営委員会
の委員長を兼ねていて。また、一般地主たちの集まり
である「新本牧地区開発促進協議会」に代わり、区画
整理事業が終了した現在、「新本牧地区建築協定者の
会」が出来ていて。当時のC委員長へのインタビュー
では一九九八年三月に行つた。ちなみに、C委員長は東京
在京在住在勤である。

五・三・一 協定運営の責任

事前の相談もなしに突然、申請を提出してくる人がいる。されば、委員会の席で、結論を出せないため、申請者にとっても不利となる。新地主から「施設を守るため、指揮官を立てる」との意思がある。事務局としてどちらへ入れていいか判断する重要な項目を、建築協定に当初から入れなかつたのである。

以下は一九九八年一月のインタビューである。

地区隣接地に在住のBさんが担当された。新本牧
してある時期から、前の事務局が設けられ、新本牧
が、開発室の廃止とともに市の出席はなくなった。そ
いていた当時は、担当者がオフサバハイで出席していた

馬目じらすのめいせす。協定は「常識的な制約が目安でしかねじで、そぞに書いてみたのである。

るのでないと駄目」と嚴格にそれむる委員がいる。それを協定にはクリーナー、ネッパーなどはの運営性の必要もあへて、「幸せ」にならうに協定が必要な時がある。お互いに隣地との境目に張り地図を譲るために必ずしも必要である。そこでやるのほかじらすか。例えば、統一してから場所は撤去すれば必ずしもじつと意図している。

入できぬといふと考えていて。するやうに、住民同士で訴訟ではけではきで、しかし、主張する人がいて、協定違反は訴訟な用を強制できぬ。しかし、委員の中は厳格な運用を規定すればよいと考えてきた。地区全体を一律で規則で判断する幅をもたらせて、住民のためにならせる。たからこそ、運営委員会の協定の文章は手短かである。

が新本牧の先生からへじて中心的効果を果してきただけだ。建築協定運営委員会の元委員長を務めたD氏は、な

五・三・三 質質すへき協定運営

審査料を取つたらじつと見もある。これが、書類の保管費や連絡郵送代などかかる。徴収である。申請の審査料委員がボランティアでやつては除いて。請求は年に四回して。年は九割の協定の会費は法人三万円、個人三千円で、土地の名義人から取つていて。会費は所有者のみで、借地権者と街区の一体性が崩れる恐れもある。

将来的には分かぬ。つまり、仮に協定がくへるが、規模シヨウビ。ノターンの維持は不要のみつたが、マイル本牧の二チイにとて、正当面の大きな体意見を言う場がなくなる。セータン一地区のまわりで行動した伍絆が失われ、新本牧のまちづくりとすると、かくて新本牧地区開発促進協議会としては現実的には河津住宅地区とマシヨン地区などに分かれ、運営する建築協定は、相互の利害が一致するとして困難へ

められてじつた。会の雰囲気が嫌気がして、辞表を出したが、おじどりにきてきて、自分たちがうんと言わないと、駄目といふ意識が強く出ていた。最近、委員が権力的委員会の一二期目の委員長を務めた。新本牧の協定が出来てから15年だった。協定運営委

運用する側の限界かもしれない。それは、も多文にいたわった厳格な運用がされやすいとしての基本的性格上、間われる。しかし、「事実の」絶対的な運用を運用できるか、地域住民のD氏の立場は、建築協定やまじめられ指針の強権的である。一九八八年一月にイタリアビーチで、と共に地域活動にいそしむ、数少ない田地主の一人で活動範囲も広い。低層住宅A地区に住宅を建て、新民は別に、芸術家で郷土史家でもあり新本牧以外での活動一家で、D氏は地主の中でも若い層に属する。木業と人である。元々、本牧が接収される前から住んでいた

考えるべきかもしれない。これだけ大きな地区を包む協定も将来的には細かく分割して、細び直すといい。

が総てを管理してくれる「地区計画」に対する考え方ではない。建築協定をやめて役所で本牧の「姓の格」が上がっているのも事実で、区内にまじめられし心な方が多い。協定があるといいといい接収と、区画整理事業を行つたから、当地長い

〔協定運営の主体〕

で役割を終えたじつと見ある。それで、協定は一五年少しもじつと見られるかも知れない。マジヨンも既完成して、建て直しが多くある。建築協定に比べて、やはり指針の違反者は多い。マジヨンも既完成して、建て直しがある。まずいのではじめかといふ地図にていつまじめられ、集態として階層化してはいけないが、必ずしもじつと見させてはいけない。改築時に対応する旨を建築主に提出して、改築時に提出する建築協定を建築主に提出してある。未だに、違反を認めた文書を建築主に提出する問題もある。未だに、

区画整理事業が終了し、主要な建物が完成した現在
となつては、まちづくりの活動は徐々に建設を中心から
維持保全型へと移行しつつある。新本牧地区開発促進
協議会は、地権者側でのまちづくり活動の中心であつ
た。それが現在は「建築協定者の会」として建築協定
やまちづくり指針を運営する集まりに変貌している。
新本牧地区は戸建地区から集合住宅地区、店舗併用

【特徴】
この目標が明確にないことがある

協定内容の遵守を相互に確認するにあたり、確かにどの協定地区でも、不在地主は存在するし、協定遵守を快く思わない会員もいる。しかし、それも会員に対する厳り強い説得と理解により、守られていくもので、強制的指導ははじまない。その上、新本牧では紳士協定としての「まちづくり指針」があり、勾配屋根や屋根の色、広告物規制、駐車場の位置、そして緑化や清掃など複雑多岐に亘っている。建物用途や最低敷地規模など、最小限の規制を定めた建築協定に加え、まちづくり指針の運用は運営委員会にとつて重荷といえるが。

協定運営が一般会員や居住者から離脱しつつある[
協定運営委員会の主立ったボストンを占める地主は、
資産としての土地を新本牧地区内に保有するが、地区内
には居住していない入居者もいる。そのため、地区内
に居住している会員が生活実感に即して、協定の彈力

課題の上級のものである。

協定運営委員会では、協定更新に際して、土地所有者に積極的にアピールするため、協定の意義を伝えられるビデオを制作している。

す。これ以後は、過半数の土地所有者が団結して反対しない限り、協定は五年単位で継続していくことになる。現問題として、仮にマジンション所有者を除いた土地所有者数が約三〇〇人強としても、その過半数を取り扱うのが不可能に近いだろう。

期間満了前に第五条に定める廃止申請（土地所有者等）により協定は更新されるものにして、以後の例による

くまで締結者個々人が協定の精神を尊重し、その上で
に芽生えたとする、危険である。協定の目的は、あ
し、申請者と審査機関というよりは上下的意識が仮
想出される案件を審査する努力は敬服に値する。しかし
毎月一回土曜日の午後に開かれる協定運営委員会で、
える。

が、固定的委員会はやはり協定の精神に反するものである。されば、一部会員の奉仕的なものの方もあるてはいる。されば、運営委員会が選ばれることは、田地権者協議会を母体とする一部会員による「互選」なり、運営委員会が流動化してはならない。そのため、田地権者協議会を母体とするが流動化してはならない。それが普通である。斯本牧では土地所有者が選任されるのが普通である。一般会員から総会での議決によより選任されるのが一般的である。ホーリーティアによる協定運営委員会は、固定的なメンバーではなく、一部会員が存在意義をもつて活動する。建協協定の本来的な存在意義をもつて活動する。ホーリーティアによる協定運営委員会は、固定的な存在意義をもつて活動する。

的の効率運用を求めるのに対し、資産価値を高めたあの
厳格な運用に走る傾向がある。また、地区内で多数派
を占めるマジック居住者は、分譲や賃貸にかかわら

新本牧地区建築協定は一九七九年八月、自動更新された。協定第九条二項によれば、協定の有効期間は市長の認可公告のあった日から一五年間とされている。

五
理の選課

それせいではいかで済みます。それで、裏に植え替えたうちはどうでもいいのです。それで、隣地との關係で、住んでいたりおひらへりに規定)、「新本牧地区規則」(「新本牧地区規則」)によれば、「鮮」(「鮮」)になつてゐるが、道の前面に植えられる例えば、シノボルシリーナなどは、道の前面に植えられる。反してもや協定の本來的な役割は達成した。九九%は違反していられない。協定を解消してもいいかもしない。

۱۷۰

は不可能であった。地主が望む土地利用と換地計画を可能にするには、広大な面積を占める国有地がマスター・プランに沿って、公園緑地や学校用地などを引き受けないといふのが建築協定である。通常の都市計画上の用途地域制度が建築協定で、全員参加の選択換地になつたわけである。これはこれらのおかげで、新本牧のまちづくりの目標にはほ達成されつた。ただし、新本牧のまちづくりの目標には、今後は新本牧としての「一体化」、「開拓のまち」と同じ化するといふことが望ましい姿ともいえる。そのため、これ以上取えて「一体的運用」にいたわるかが議論となる。

五・五 さいじ

五・五

されただけ性格の異なる地区を包含する建築協定を一體として運用する困難性がある。当該建築協定がこれだけの地区全体を対象として締結された必然性はある前面道路に接する形にして(返す)、そして面積の少ない地主も、望む土地利用に割り振るために「共同建築化」を前提とした。これらのために「まちの建物イメージ」を必要とした。区画整理事業上、画期的な手法といわれる選択換地の実現には、地区毎の最小敷地

協定の一體性が失われつつある

太学の当地区への誘致概念に際して、政治決着として、國が横浜市に移転したところからわかる。しかし、見通しがはなじみがある。國關係の研修保護施設の構想も大蔵省が國税廳の研修施設として、暫定的な建物を建て利用していくもの。われらも全体の外へから見ると、部分的なもののかほんの少しだ。かうして、地權者が全體として所有せしむる。かうして、國に要求してしまふのである。

時の人学校(港北二丁目タウソンに立地)やトイシ
人の高級賃貸住宅A地区には、外国人ビジネスマナーへ見かけない。比較的広
い面積の低層住宅A地区には、外国人親子をナヘ見かけ。極め
て普普通の国際交流が行わわれている。

まちの表情も、表通りに並ぶファミリーレストラン
や、パチンコ屋、仮設店舗など、なんら周辺のまちと
変わらない風景となつていて。唯一、業績は芳しくない
が、目大な店舗を構えているマイカル本牧が当地区的
大きな特徴となつていて。後に幾の大きな課題は、第
四街区の国有地への「國際施設」の誘致である。国連

(二) 通り住宅地区、全体の一面積も八八・一ヘタールヒいう広大な建築協定地区で
く飛び越えた面積を設定したセントラル地区など、それ
ぞれに性格を異にする地区によつて構成されてゐる。

値があるたうか。第一種居住専用地域は基本的に専で住宅の建設が禁止された土地に、どどの財産価ないよに、協定で規制されているからである。協定からある。正確に言えば、それ以外の用途には使え市に売り渡すか貸し付けるか、他に用途がなかつた果的に同意したのは、それらの土地が公園用地として都市計画決定された。その決定は大蔵省が結園とは、大蔵省の所有である。都市計画法で都巿公部は、大蔵省の所持である。いの土地のいの名称で市にて整備はれつつある。いの「山頂公園」と新本牧の背骨である和田山の線は、「山頂公園」とあるが、全体的にはその目的を達成しつつある。また、一部敷地で当初の共同化が進まない場所もを出したといつても、担保する手段は建築協定しかなく共同建築化で、いちら地主同士で合意して役所に書面が奇麗に整備されても、各敷地にたつ建物が難然となる一定の秩序を与えたのは協定しかねり。道や公園

りつある新本牧で、地域住民と運営委員に意識の差える。しかし一五年を経て、土地所所有情況が複雑にならない。全員合意の選択換地制度を採用した新本牧地区の区画整理事業では、建築協定が妥当な選択肢であったといふ。この組織を作らうとしたが、移行後は地区計画の運用は市に任せているが、まち自治会が行っていた。元気のある自治会で、地区計画(八〇)へタール、一四〇区画の旨建住宅団地地区計画としての新名称は、金沢東朝比奈地区地区

八年一月に横浜市が地区計画を決定した。八景住宅地(金沢区)がそれである。昭和四〇年代に入景住宅地(金沢区)がそれを開発分譲されている。昭和六一年の協定期限満了とともに、自治会が地区計画導入に向けて動き出し、平成八年の建築協定が認可の一入協定で湘南金沢事例がある。

横浜市内の建築協定で、更新時に地区計画に変更し難い存在である。

用していく「地区計画制度」はある意味では「有り

秩序になりがちな区画整理事業後の土地利用形態にて、協定の意義は深まり、それ、薄れることは多い。無建業協定が結ばれ運用されて一五年以上を経た現在、

〔建築協定の成果〕

論がなされるべきを期待したい。それは新本牧地区内に住む人々である。オーブンな議ビヨーから感じた感想である。はじめて、決定するめはよい。以上が建築協定に係わる人々へのインセンティブへ指針のみ、新本牧地区の歴史を守る活動を進めた行政当局に任せ、まづ彼らの精神を受け継ぐまい。個々の地権者の権利に銳く絡む制限内容は、中立すれば、まづくより指針運営委員会がその窓口となればよ。行政当局による運用に對して、住民をつけていたらしく地区(戸建やマンション)、そして商業地区など)を一分科会を設け、担当するのが望ましい。全く異なる各までも指針がなされるべきかもしれない。が生じてきている。そもそも、地区計画の導入についても指針がなされるべきかもしれない。

ため、都市計画として供的に決定し、行政当局で運用ボランティアでの協定運営は大変な事務である。それが。

難な作業となる。ただし、過半数の母数が問題となるのが筋であるが、そのためには土地所有者の過半数の合意を必要とする。運営委員会で把握しているかが筋であるが、その上で地区計画を都市計画決定する「廃止」して、本來的には、建築協定を地区計画で規制していく。より指針は現行と同様に、運営委員会で運用することができる。決議された建築協定の内容そのものを参考される。建築協定の運用を事实上「凍結」するしかない。まことに建築協定を事実上「凍結」するには、建築協定の運用を事実上「凍結」するしかない。建築全員合意の建築協定の方が好きだったろう。それを補完し選択換地を可能にするという趣旨からして、出来ていなかつたこという事実はあるが、区画整理事業新本牧の建築協定の締結時、まだ地区計画の制度がは總て、地区計画で代替可能である。い。しかし、新本牧の建築協定が定めていた制限内容は、地区計画はお上の色彩をめぐるに比へ、地区計画はお上の色彩をめぐるに

(દ્વારા ઉચ્ચા)

一九九九年二月 弘明寺で

〔新本牧として〕
さて、新本牧のまちづくりの事業評価についての連載は、一応今回をもって終了させていたたへ。筆者が横浜市役所在職当時、担当した新本牧のまちづくりを公的立場を離れた時点（市役所から清水建設に転職後、博士号取得を経て、仕事のかたわら横浜市立大学経済研究所の客員研究員を務めた）で、もう一度まじめに見つめ直してみよう。

[ପ୍ରକାଶକାଳୀନ]

لے نہیں سمجھ سکتے

以上のように、協定は井上赳氏へよりに対して大きな意義をもつが、その運用の歴格さは地主や住民の間で議論がある。財産的価値を重視する一部の「不在地主」は、たる居地を新本牧に持っていてないところから、「在住地主」との意識の差は大きい。新本牧地区内の住民はかつての接収解除運動に奔走した旧地主から、新住民に大勢が交わつてある。新本牧の井上赳氏へよりも、やはり地域の中定着し、新たな時代への飛躍を考える時期にひしからう。

以上之說，未免過於簡單，其所以然者，

三、山頂公園を確保した

二、共同建築化を推進した

卷之三

「学校」としての用途は、重い意味をもつ。築協定しかない。協定の中で街区番号と共に記された有地も、その目的を将来的に担保するのは、やはり建國それ以外に学校用地や公園用地として提供された国戦術が駆使された。